

1 外国為替取引について

1. 為替取引とは

為替取引とは、顧客から「隔地者間の債権・債務を決済するにあたり、直接現金を輸送せずに資金を移動させる仕組み（為替）」を利用した資金移動の依頼を受けて、これを引き受けること、または、これを引き受けて遂行することをいいます。

（1）内国為替の仕組み

大阪のBさんから商品を購入した東京のAさんが、Bさんに購入した商品の代金を送金する例をみてみましょう〔図表1-1-1〕。

- ① AさんはC銀行に行き、Bさん宛てに代金の振込を依頼します。
- ② 振込み依頼を受けたC銀行は、Bさんの取引銀行であるD銀行に、AさんからBさん宛ての振込みがあった旨を通知し、Bさんの口座への入金を指図します（**資金移動の指図**）。
- ③ 指図を受けたD銀行は、Bさんの口座に指図どおりの金額を入金し、資金移動が完了します。

この例では、Bさん（債権者・受取人）とAさん（債務者・送金人）との債権・債務の関係が、D銀行（債権者）とC銀行（債務者）との債権・債務の関係に振り替えられたこととなります。

日本国内の銀行は、中央銀行である日本銀行に当座預金の勘定（口座）を開設しており、1日の銀行取引がすべて終了すると、銀行間のその日の互いの貸し借りは、当座勘定（口座）を利用した振替え（口座間の資金移動）により清算されます。

この清算は、全国銀行データ通信システムによって行われ、現金の移動はまったく発生しません。

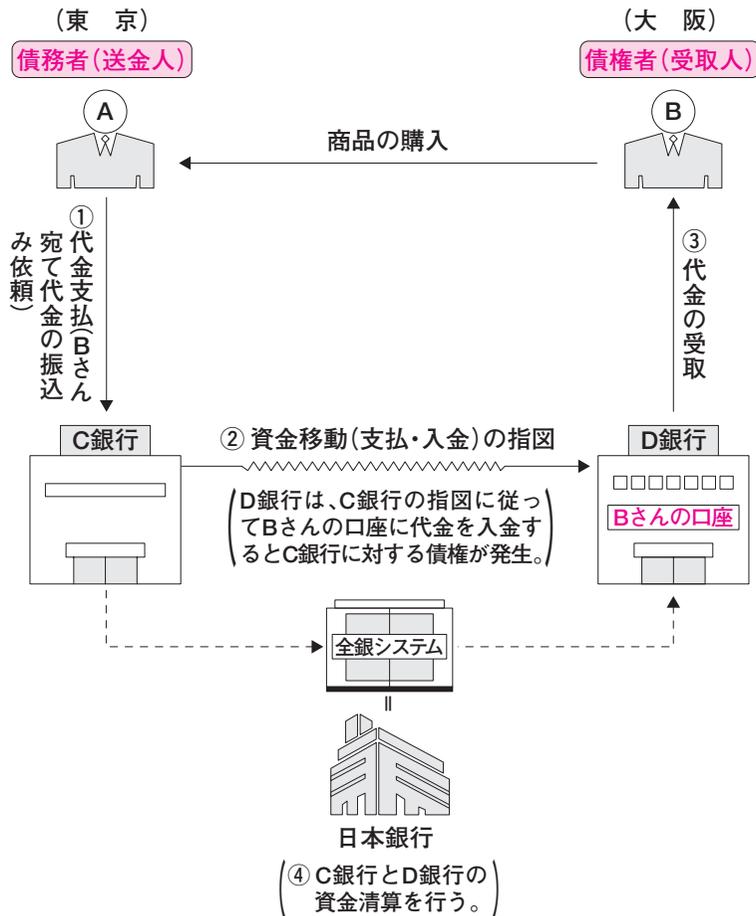
（2）外国為替の仕組み

外国とのお金のやりとりである外国為替も、基本的な仕組みは内国為替と同じですが、内国為替の場合と大きく異なる点が3つあります。

外国為替取引とその方法等

1つは、**送金依頼時と送金受取時とで通貨が異なること**（外国為替相場が存在すること）です。2つ目は、国際間の取引であることから外為法等日本の国内法のみならず外国の法令による規制を受けることです。最後は、内国為替のように日本銀行に相当する**国際的に統一された決済機関が存在しないこと**です（コルレス契約による個別決済）。

〔図表1-1-1〕内国為替の仕組み



そこで、米国のB社から商品を購入した日本のA社が、B社に購入した商品の代金を送金する例をみてみましょう〔図表1-1-2〕。

- ① A社は代金（日本円）を日本のC銀行に行き、米国への送金を依頼します。
- ② 依頼を受けたC銀行は円を米ドルに交換し、
- ③ B社の取引銀行であるD銀行に米ドルでの支払を指図します。
- ④ D銀行は指図に従って代金（米ドル）をB社の口座に入金します。
- ⑤ B社は、D銀行の口座から米ドルの現金（代金）を引き出すことができます。